

# 建設労働者確保育成助成金

平成29年4月1日改正

建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する中小建設事業主や中小建設事業主団体にたいして、経費や賃金の一部を助成する制度です。

※ご注意ください！！

技能実習コースにおいて、計画届の提出期間が実習開始の1週間前までに要件緩和となりました。  
※計画届の提出は必須です。

## <チェック項目>

- ☑ 雇用保険に加入している会社
- ☑ 建設業の会社である
- ☑ 教育訓練中に、対象者に通常以上の賃金を支払う会社
- ☑ 教育訓練の内容がOFF-JTであること
- ☑ 教育訓練の時間が、合計10時間以上（うち1時間以上実技）であること。

## 助成額

- 教育訓練に要した経費の **3/4**  
（1人当たり10万円を限度）※生産性要件達成で **9/10**
- 教育訓練を受けさせた労働者1人につき日額 **7,600円**  
（上限。20日分を限度）※生産性要件達成で **9,600円**

～モデルケース～  
建設業（生産性要件達成）  
従業員5名を4月1日から  
3日間技能講習を受講  
⇒5名3日分の賃金と  
経費90%を申請！

### <賃金申請>

上限額9,600円×延べ15日分  
⇒**144,000円**申請！

### <経費申請>

（講習料30,000円+教材費30,000円）  
×5名×90% ⇒**270,000円**申請！



たとえばこんな教育訓練があります！  
アーク溶接、ローラー運転、クレーン運転、玉掛け、  
堀削等作業主任者技能講習、ガス溶接技能講習  
車両系建設機械運転技能講習 等  
※OJTや営業活動の一環として行う技能実習は対象になりません。

助成金の制度、要件等は資料作成当時のものです。現在ご覧になっている助成金の制度、要件等が変更になっている可能性があります。詳しくは弊法人助成金担当または労働局へ直接お問い合わせください。